様式第一号の八の三備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の四備考を次のように改める。

備考　１．この証は、対象者１人ごとに作成すること。
２．適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の３第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。
３．２に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」と記載すること。
４．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
５．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
６．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。